

職業安定分科会（第 179 回）	資料 1
令和 4 年 5 月 18 日	

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部 の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 案要綱等について(諮問)

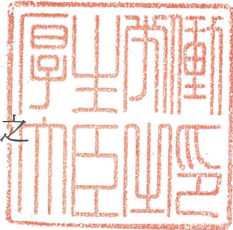
厚生労働省発職 0513 第 4 号

令和 4 年 5 月 13 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙 1「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱（職業安定法施行令関係）」、別紙 2「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案要綱（職業安定法施行規則関係）」及び別紙 3「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針及び青少年雇用対策基本方針の一部を改正する告示案要綱（職業安定分科会関係）」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱（職業安定法施行令関係）

第一 職業安定法施行令の一部改正

雇用保険法等の一部を改正する法律による改正後の職業安定法第五条の六第一項第三号の規定に基づき、公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者が、同法の規定のうち、その規定に反して公表等の措置が講じられた者からの求人の申込みを受理しないことができるものに、雇用保険法等の一部を改正する法律により職業安定法に新設された求人等に関する情報の的確な表示の義務に係る規定を追加すること。

第二 施行期日

この政令は、令和四年十月一日から施行すること。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案要綱（職業安定法施行規則関係）

第一 職業安定法施行規則の改正

一 職業安定法（以下「法」という。）第四条第六項第一号の厚生労働省令で定める者は、募集情報等提供事業を行う者、特定地方公共団体又は労働者供給事業者とするものとする。

二 求人等に関する情報の的確な表示

1 法第五条の四第一項の厚生労働省令で定める方法は、書面の交付の方法、ファクシミリを利用してする送信の方法、電子メール等の送信の方法、放送、有線放送、自動公衆装置その他電子計算機と電気通信回路を接続してする方法その他これらに類する方法とするものとする。

2 法第五条の四第一項の厚生労働省令で定める情報は、自ら又は求人者、労働者の募集を行う者若しくは労働者供給を受けようとする者に関する情報及び法に基づく業務の実績に関する情報とするものとする。

3 法第五条の四第二項の厚生労働省令で定める情報は、自ら又は労働者の募集を行う者に関する情報

及び法に基づく業務の実績に関する情報とするものとする。

4 法第五条の四第三項の規定により、求人等に関する情報を提供するに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならないものとする。

(一) 当該情報の提供を依頼した者又は当該情報に自らに関する情報が含まれる者から、情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあつたときは、遅滞なく、当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること。

(二) 当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく、当該情報の提供を依頼した者に内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。

(三) (1)から(6)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(6)のイ又はロの措置

(1) 公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者

イ 求人者又は求職者に対し、定期的に求人又は求職者に関する情報が最新かどうかを確認すること。

ロ 求人又は求職者に関する情報の時点を明らかにすること。

- (2) 法第四条第六項第一号に掲げる行為に該当する募集情報等提供の事業を行う者
 - イ 労働者の募集に関する情報の提供を依頼した者に対し、当該労働者の募集が終了したとき又は当該労働者の募集の内容が変更されたときは、速やかにその旨を当該募集情報等提供事業を行う者に通知するよう依頼すること。
 - ロ 労働者の募集に関する情報の時点を明らかにすること。
- (3) 法第四条第六項第二号に掲げる行為に該当する募集情報等提供の事業を行う者
 - イ 労働者の募集に関する情報を定期的に収集し、及び更新し、並びに当該収集及び更新の頻度を明らかにすること。
 - ロ 労働者の募集に関する情報を収集した時点を明らかにすること。
- (4) 法第四条第六項第三号に掲げる行為に該当する募集情報等提供の事業を行う者
 - イ 労働者になろうとする者に関する情報の提供を依頼した者に対し、当該情報を正確かつ最新の内容に保つよう依頼すること。
 - ロ 労働者になろうとする者に関する情報の時点を明らかにすること。

(5) 法第四条第六項第四号に掲げる行為に該当する募集情報等提供の事業を行う者

イ 労働者になろうとする者に関する情報を定期的に収集し、及び更新し、並びに当該収集及び更新の頻度を明らかにすること。

ロ 労働者になろうとする者に関する情報を収集した時点を明らかにすること。

(6) 労働者供給事業者

イ 労働者供給を受けようとする者又は供給される労働者に対し、定期的に労働者供給又は供給される労働者に関する情報が最新かどうかを確認すること。

ロ 労働者供給又は供給される労働者に関する情報の時点を明らかにすること。

三 法第五条の五第一項の規定により業務の目的を明らかにするに当たっては、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

四 特定募集情報等提供事業の届出

1 法第四十三条の二第一項の規定による届出をしようとする者は、特定募集情報等提供事業届出書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に届け出なければならないものとする。

- (一) 法人にあつては、法人の登記事項証明書
 - (二) 個人にあつては、住民票の写し
- 2 法第四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとするものとする。
- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (二) 電話番号
 - (三) 職業紹介事業者又は派遣元事業主にあつては、許可番号又は届出受理番号
- 3 職業紹介事業者又は派遣元事業主が特定募集情報等提供事業の届出をするときは、1に掲げる書類を添付することを要しないものとする。
- 4 特定募集情報等提供事業者は、2に掲げる事項に変更が生じた場合、当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して三十日以内に、特定募集情報等提供事業変更届出書を厚生労働大臣に提出しなければならぬものとする。
- 5 法第四十三条の二第三項の規定による届出をしようとする者は、当該特定募集情報等事業を廃止した日から十日以内に、特定募集情報等提供事業廃止届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

ものとする。

6 電子情報処理組織を使用して1、4及び5の届出書を提出する場合には、当該届出書における氏名又は名称の記載については、電子署名等のほか、氏名又は名称を電磁的記録に記録することをもって代えることができるものとする。

五 事業概況報告書の提出

1 特定募集情報等提供事業者は、毎年八月三十一日までに、事業概況報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。

2 1の事業概況報告書の提出について、四の6を準用すること。

六 事業情報の公開

1 法第四十三条の六の規定による情報の提供は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

2 法第四十三条の六の厚生労働省令により定める事項は、次のとおりとするものとする。

(一) 労働者になろうとする者の個人情報適正に管理するために講じている措置

(二) 労働者の募集に関する情報又は労働者になろうとする者に関する情報に順位を付して表示する場合

合における当該順位を決定するために用いられる主要な事項（当該情報の提供を依頼した者からの

当該募集情報等提供事業を行う者に対する広告宣伝の費用その他金銭の支払が、当該決定に影響を及ぼす可能性がある場合には、その旨を含む。）

七 法第四十三条の七第一項の厚生労働省令で定める者は、募集情報等提供事業を行う者、特定地方公共団体又は労働者供給事業者とするものとする。

八 募集情報等提供事業の指導監督に関する厚生労働大臣の権限を、当該事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任すること。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げないこととする。

九 その他所要の改正を行うこと。

第二 この省令は、令和四年十月一日から施行すること。

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針及び青少年雇用対策基本方針の一部を改正する告示案要綱（職業安定分科会関係）

第一 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針の一部改正

一 題名を「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」とすること。

二 均等待遇に関する事項

1 募集情報等提供事業を行う者は、全ての利用者に対し、その業務について人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること又は労働者が職業安定法（以下「法」という。）第四十八条の四第一項に基づく厚生労働大臣に対する申告を行ったことを理由として、差別的な取扱いをしてはならないこととすること。

2 募集情報等提供事業を行う者が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第五条の規定に違反する内容の募集情報の提供を行い、又は同条の規定に違反する募集を行う者に労働者になろうとする者に関する情報の提供を行うことは法第三条の趣旨に反するものとする。

三 求人等に関する情報の的確な表示に関する事項

1 職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給事業者（以下「職業紹介事業者等」という。）は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、法第五条の三の規定による労働条件の明示に当たり明示することとされている事項を可能な限り当該情報に含めることが望ましいこととすること。

2 職業紹介事業者等は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、求職者、労働者になろうとする者又は供給される労働者に誤解を生じさせることのないよう、次に掲げる事項について留意することとする。

(一) 関係会社を有する者が労働者の募集を行う場合、労働者を雇用する予定の者を明確にし、当該関係会社と混同されることのないよう表示しなければならないこと。

(二) 労働者の募集と、請負契約による受注者の募集が混同されることのないよう表示しなければならないこと。

(三) 賃金等（賃金形態、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給、固定残業代等に関する事項をいう。）について、実際の賃金等よりも高額であるかのように表示してはならないこと。

(四) 職種又は業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはならないこと。

3 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、労働者の募集に関する情報を正確かつ最新の内容を保つに当たり、次に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならないこととする。

(一) 労働者の募集を終了した場合又は労働者の募集の内容を変更した場合には、当該募集に関する情

報の提供を速やかに終了し、又は当該募集に関する情報を速やかに変更するとともに、当該情報の提供を依頼した募集情報等提供事業を行う者に対して当該情報の提供を終了するよう依頼し、又は当該情報の内容を変更するよう依頼すること。

(二) 労働者の募集に関する情報を提供するに当たっては、当該情報の時点を明らかにすること。

(三) 募集情報等提供事業を行う者から、当該募集に関する情報の訂正又は変更を依頼された場合には、速やかに対応すること。

4 職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給事業者は、職業安定法施行規則において事業の別による区分に応じて定める措置を可能な限りいずれも講ずることが望ましいこと。

四 求職者等の個人情報の取扱いに関する事項

1 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者（以下「特定募集情報等提供事業者等」という。）は、法第五条の五第一項の規定により、業務の目的を明らかにするに当たっては、求職者等の個人情報がどのような目的で収集され、保管され、又は使用されるのか、求職者等が一般的かつ合理的に想

定できる程度に具体的に明示することとする。

2 特定募集情報等提供事業者等は、求職者等の個人情報収集する際には、本人から直接収集し、本人の同意の下で本人以外の者から収集し、又は本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であつて、適法かつ公正なものによらなければならないこと。

3 特定募集情報等提供事業者等は、法又はこの指針の規定により求職者等本人の同意を得る際には、次に掲げるところによらなければならないこととする。

(一) 同意を求めらるる事項について、求職者等が適切な判断を行う事ができるよう、可能な限り具体的な詳細に明示すること。

(二) 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて求職者等の個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供又は労働者供給の条件としないこと。

(三) 求職者等の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。

五 職業紹介事業者の責務等に関する事項

次の1から3までのいずれかに該当する行為を事業として行う場合は、当該者の判断が電子情報処理組織により自動的に行われているかどうかにかかわらず、職業紹介事業の許可等が必要であることとする。また、宣伝広告の内容、求人者又は求職者との間の契約内容等の実態から判断して、求人者に求職者を、又は求職者に求人者をあつせんする行為を事業として行うものであり、募集情報等提供事業はその一部として行われているものである場合には、全体として職業紹介事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可等が必要であることとする。

1 求職者に関する情報又は求人に関する情報について、当該者の判断により選別した提供相手に対してのみ提供を行い、又は当該者の判断により選別した情報のみ提供を行うこと。

2 求職者に関する情報又は求人に関する情報の内容について、当該者の判断により提供相手となる求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと。

3 求職者と求人者との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと。

六 募集情報等提供事業を行う者の責務に関する事項

1 募集情報等提供事業を行う者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、職業安定機関の行う雇用情報の収集、標準職業名の普及等に協力するよう努めるものとする。

2 労働者になろうとする者に関する情報を収集して募集情報等提供事業を行う場合は、当該情報により必ずしも特定の個人を識別することができない場合であっても特定募集情報等提供事業に該当することとすること。

3 適正な宣伝広告等に関する事項

(一) 職業安定機関その他公的機関と関係を有しない募集情報等提供事業者は、これと誤認させる名称を用いてはならないこととすること。

(二) 募集情報等提供事業に関する宣伝広告の実施に当たっては、不当に利用者を誘引し、合理的な選択を阻害するおそれがある不当な表示をしてはならないこととすること。

4 募集情報等提供事業を行う者は、労働者になろうとする者、労働者の募集を行う者、募集受託者、職業紹介事業者、他の募集情報等提供事業者、特定地方公共団体又は労働者供給事業者から申出を受けた当該事業に関する苦情を適切かつ迅速に処理するため、相談窓口を明確にするとともに、必要な

場合には職業安定機関と連携を行うこととする。

七 その他所要の改正を行うこと。

第二 この告示は、令和四年十月一日から適用すること。